

電波法施行規則及び無線設備規則の一部を改正する 省令案について

—広帯域電力線搬送通信設備（PLC）の屋外利用に関する制度整備—

1 改正の背景

現在、「広帯域電力線搬送通信設備」については屋内においてのみ利用が認められているが、平成22年6月に閣議決定された「スマートメータの普及促進に向けた屋外通信（PLC通信）規制の緩和」の要望や事業者からの具体的な提案等を踏まえ、情報通信審議会において審議が行われ、平成24年10月19日に一部答申を受けた。これを踏まえて、利用範囲を屋外（分電盤から負荷側）に拡大するための技術基準を規定すべく電波法施行規則及び無線設備規則を改正するものである。

2 改正の概要

(1) 利用範囲の拡大

これまで屋内に限定していた広帯域電力線搬送通信設備（以下「広帯域 PLC 設備」という。）の利用範囲を、屋外（分電盤から負荷側に限る。）まで拡大する。

(2) 屋外利用が可能な広帯域 PLC 設備の規定の整備

これまでの屋内広帯域 PLC 設備に関する規定のほかに、新たに屋外利用が可能な広帯域 PLC 設備に関する規定を加え、当該設備の通信状態における伝導妨害波の許容値は、これまでの屋内広帯域 PLC 設備と比較して 10dB 下げた値を適用する。

(3) 外付けの PLC 装置における通信線への伝導妨害波の許容値の適用

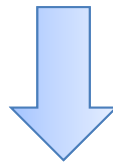
平成 18 年に広帯域 PLC 設備の屋内利用が制度化された時点では、国際無線障害特別委員会（CISPR）において、情報技術装置における通信線への伝導妨害波の許容値が標準化されていなかったため、広帯域 PLC 設備の通信線への伝導妨害波への準用を見送った。平成 22 年に同許容値が規定されたことから、今回、屋内外を問わず、通信線への伝導妨害波の許容値を設けるとともに、内蔵型 PLC 装置に対するこの適用を除外することを規定する。

広帯域電力線搬送通信設備の屋外利用に関する制度整備

1. これまで屋内に限定していた広帯域電力線搬送通信設備（以下「PLC設備」という。）の利用範囲を、屋外（分電盤から負荷側に限る。）まで拡大するため、所要の規定を整備

無線設備規則第59条第1項第1号（現行）

電力線搬送通信設備（施行規則第44条第1項第1号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）にあつては、10kHzから450kHzまで又は屋内において2MHzから30MHzまでの周波数を使用するものであること。



無線設備規則第59条第1項第1号（改正案）

電力線搬送通信設備（施行規則第44条第1項第1号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。）にあつては、10kHzから450kHzまでの周波数又は同条第2項第2号に規定する分電盤から負荷側において2MHzから30MHzまでの周波数を使用するものであること。

電波法施行規則第44条（案）

第1項第1号 電力線搬送通信設備（電力線に10kHz以上の高周波電流を重畳して通信を行う設備をいう。以下同じ。）であつて、次に掲げるもの

- (1) 定格電圧100V又は200V及び定格周波数50Hz又は60Hzの単相交流を通ずる電力線を使用するものであつて、その型式について総務大臣の指定を受けたもの
- (2) 受信のみを目的とするもの

第2項第2号 電気使用者（電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第24条の2第1号に規定する電気使用者をいう。）の引込口における分電盤から負荷側において2MHzから30MHzまでの周波数の搬送波により信号を送信し、及び受信する次に掲げる電力線搬送通信設備（以下「広帯域電力線搬送通信設備」という。）

- (1) 屋内広帯域電力線搬送通信設備（広帯域電力線搬送通信設備のうち、屋内においてのみ使用するものをいう。以下同じ。）
- (2) (1)以外のもの

2. 屋外PLC設備について通信状態における電力線への伝導妨害波の許容値を規定

周波数帯	許容値(1 μ Aを0dBとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz～500kHz	36dB～26dB	26dB～16dB
500kHz～2MHz	26dB	16dB
2MHz～15MHz	30dB	20dB
15MHz～30MHz	20dB	10dB



周波数帯	許容値(1 μ Aを0dBとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz～500kHz	36dB～26dB	26dB～16dB
500kHz～2MHz	26dB	16dB
2MHz～15MHz	20dB(屋内PLC設備にあつては30dB)	10dB(屋内PLC設備にあつては20dB)
15MHz～30MHz	10dB(屋内PLC設備にあつては20dB)	0dB(屋内PLC設備にあつては10dB)

3. 外付けのPLC装置における通信線等への伝導妨害波の電流許容値を規定

周波数帯	許容値(1 μ Aを0dBとする。)	
	準尖頭値	平均値
150kHz～500kHz	40dB～30dB	30dB～20dB
500kHz～30MHz	30dB	20dB

ただし、通信線又はそれに相当する部分が一の筐体内に收容されている場合は、適用しない。

